

第3章

自立を促進するための
経済的支援策等

1 児童扶養手当

児童扶養手当制度については、児童扶養手当の申請・相談受付時や児童扶養手当の現況届の用紙を母子家庭の母に送付する際に、併せて、就労支援事業等の内容を母子家庭の母に周知していくように地方公共団体に助言するなど、母子家庭の自立の促進に寄与するよう、引き続き、適切な運用に努めていく。

児童扶養手当の平成17（2005）年度の手当額は、全額支給の場合の月額が41,880円、一部支給の場合の月額が41,870円から9,880円までの10円きざみの額である。第2子については月額5,000円、第3子以降については月額3,000円が加算される。

2 母子福祉資金貸付金

母子家庭の母の経済的自立を助成するとともに生活意欲を助長し、その扶養している児童の福祉を増進するため、引き続き、母子福祉資金貸付金の適切な貸付けを実施していく。

また、平成17（2005）年度においては、新たに、修学資金のうち、大学、高等専門学校、専修学校の貸付限度額について、自宅限度額を81,000円（平成16年度は79,500円）、自宅外限度額を96,000円（平成16年度は94,500円）に引き上げることとしており、就学支度資金の貸付限度額を、私立高校については42万円（平成16年度は36万円）に、私立大学については59万円（平成16年度は52万円）に引き上げることとしている。

さらに、母子福祉資金及び寡婦福祉資金の技能習得資金及び修業資金の据置期間を1年（平成16年度は6か月）に延長することとしている。

3 養育費の確保策

引き続き、地方公共団体の相談業務において「養育費の手引き」を活用することなどにより、母子家庭の母等が養育費を確保できるよう支援していく。

また、養育費の確保を進めるため、市町村の窓口で離婚届の用紙を受取りに来た時に、併せて手交するための「養育費に関するリーフレット」を作成し、養育義務の周知及び養育費の取決めの推進を図ることとしている。